

北海道障がい者条例 ～第3章（障がい者の権利擁護）～は、平成21年10月1日から施行します

「北海道障がい者条例（北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例）」は、障がい者の権利を擁護するとともに、障がいのあることによって障がい者がいかなる差別、虐待も受けることのない暮らしやすい地域づくりを推進するため、平成21年3月31日に公布、一部はすでに施行しています。

この条例の第3章（障がい者の権利擁護）については、平成21年10月から施行し、その他のすべての条項は、平成22年4月から施行する予定です。

平成21年10月から施行する条項（北海道障がい者条例第3章）

（障がい者の権利擁護）

第19条 道、道民、事業者及び関係団体は、地域で暮らす障がい者の権利擁護に配慮しなければならない。

（障がい者への配慮）

第20条 道、道民、事業者及び関係団体は、学校、公共交通機関、職場その他障がい者が生活するために必要な場において合理的な配慮（障がい者が、障がいのない者と実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むことができるようにするために必要な配慮をいう。）に努めるとともに、差別や不利益な扱いをしてはならない。

（虐待の禁止）

第21条 何人も、障がい者に対し、虐待を行ってはならない。

「権利擁護」について

障がいがある人は、日常生活でさまざまな困難に直面します。視力障がいにより移動に支障があったり、意思疎通がうまくいかず誤解を招いたり、それらの問題を未然に防ぎ、また、トラブルを回避するには、多くの時間や労力を必要とします。こうした負担を障がい当事者や家族だけが背負うのではなく、社会を構成するみんなで分かちあおうとする考え方により、「権利擁護」を進める必要があります。

「合理的な配慮」とは？

障がいのある人が、障がいのない人と同じように日常生活・社会生活を送るためには、障がいを理由とした差別や不利益な扱いを受けないようにするだけでは十分ではありません。

例えば、車いすの方でもレストランで食事ができるよう、店が入り口までのスロープを設置するなど、障壁を解消する配慮がなければ、障害のある人がサービスの提供を受けることは困難です。

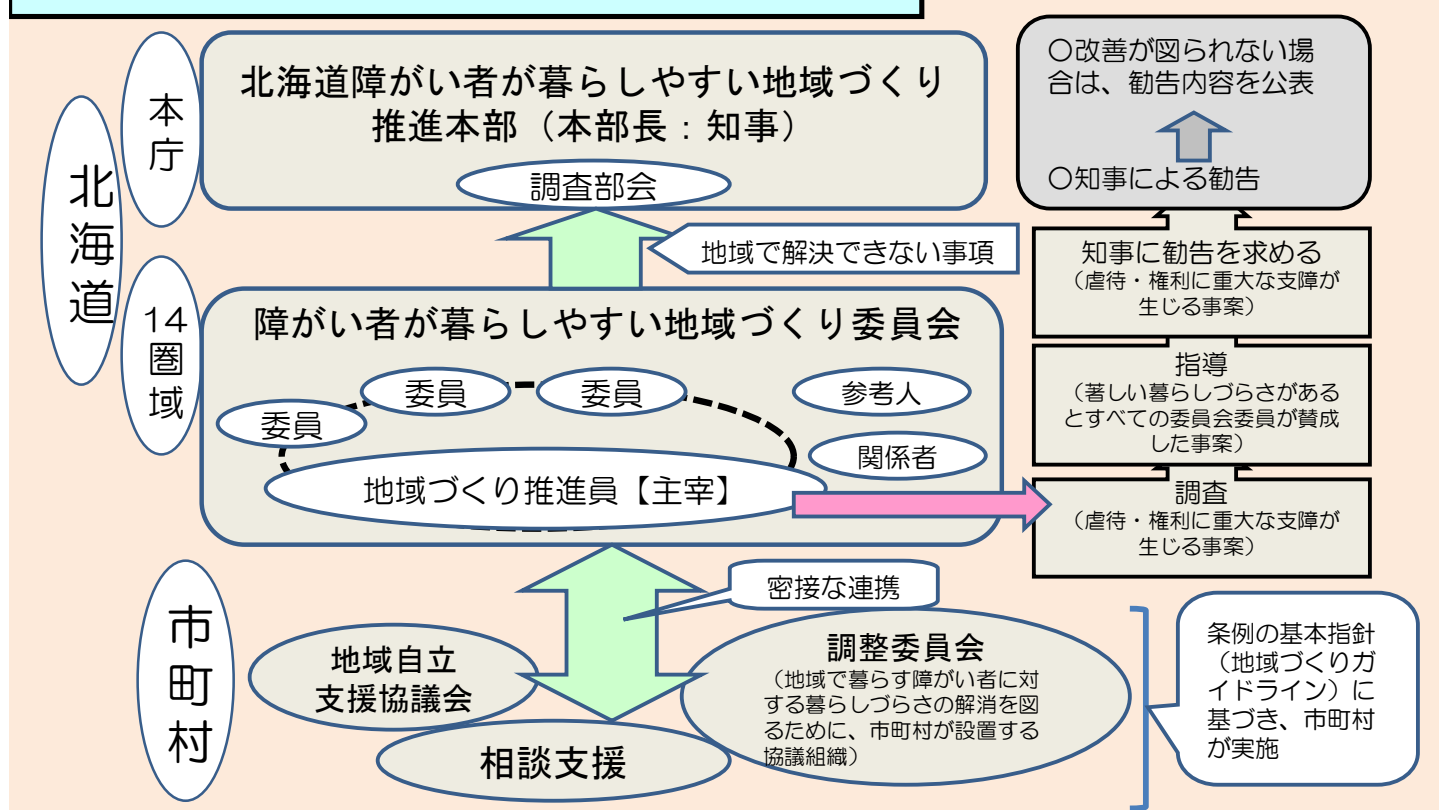
そこで、この条例では、障害を理由とした差別や不利益な扱いをしていない場合であっても、障がい者に対して配慮が欠けたり、不十分だったことにより、結果的に不利益な扱いをしているのと同様の状況にならないよう、道、道民、事業者及び関係団体に対し、合理的配慮の努力を求めています。

「虐待」の定義等

「虐待の具体例」については、「障害者虐待防止の手引き(チェックリスト)【Ver.1】平成21年3月 社会福祉法人全国社会福祉協議会 障害者の虐待防止に関する検討委員会」等を参考にした。

虐待の種類	条例による虐待の定義(第21条)	虐待の具体例
身体的虐待	障がい者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。	・殴る、蹴る、たばこを押しつける。 ・熱湯を飲ませる、食事を与えない。
性的虐待	障がい者にわいせつな行為をすること又は障がい者をしてわいせつな行為をさせること。	・性交、性的暴力、性的行為の強要。 ・性器や性交、性的雑誌やビデオを見るよう強いる。
ネグレクト	障がい者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置及び遺棄等監護すべき職務上の義務を著しく怠ること。	・自己決定といって、放置する。 ・話しかけられても無視する、拒否的態度を示す。 ・失禁をしていても衣服を取り替えない。
心理的虐待	障がい者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障がい者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。	・「そんなことすると外出させない」など言葉による脅迫。 ・「何度言ったらわかるの」など心を傷つけることを繰り返す。
経済的虐待	障がい者の財産を不当に処分することその他当該障がい者から不当に財産上の利益を得ること。	・障害者の同意を得ない年金等の流用など財産の不当な処分。

条例に規定された権利擁護等を図るための関係組織



地域づくり委員会や調整委員会における問題解決の仕組みづくりについては、効果的な運営方法等について具体的に検討しますので、ご意見をお寄せください。



北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話: 011-231-4111 (内線25-726)
FAX: 011-232-4068

障がい者保健福祉課ホームページ・Eメール

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/index.htm>
Eメール: hofuku.shohuku1@pref.hokkaido.jp